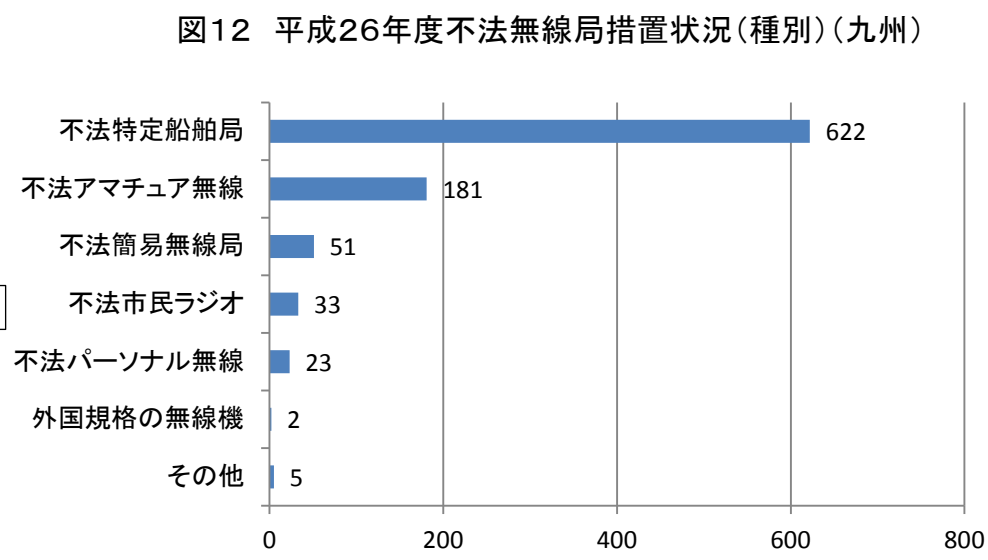
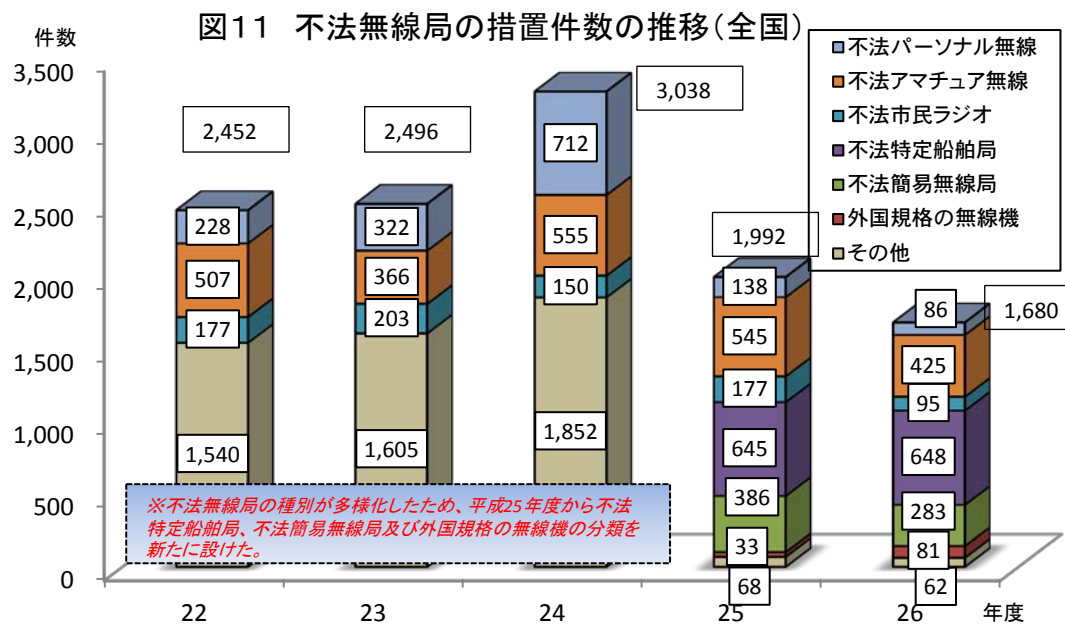


2 不法無線局の措置状況

- 不法無線局の摘発と行政指導**
 全国の不法無線局の措置件数の推移は図11のとおりである。
 全国の平成26年度に措置した不法無線局は1,680局である。このうち215局は捜査機関に告発を行い、1,465局に対しては行政指導を行った。告発と行政指導を合わせた措置件数は、平成25年度と比べて減少した。(図11、図13参照)
 九州管内の平成26年度に措置した不法無線局は917局である。このうち37局は捜査機関と共同で摘発を行い、880局に対しては行政指導を行った。摘発と行政指導を合わせた措置件数は、平成25年度の995局と比べて減少した。(図14参照)
- 不法無線局内訳**
 九州管内の平成26年度に措置した不法無線局917局の内訳は、不法特定船舶局622件、不法アマチュア無線181件及び不法簡易無線局51件であり、3局で全体の約9割以上を占めている。(図12)
- 不法パーソナル無線機の減少**
 全国的に見ると不法市民ラジオ及び不法パーソナル無線は出現件数も措置件数も減少している。特に、不法パーソナル無線は減少傾向にあり、九州管内でも平成25年度の109件から23件に激減しており、周波数再編に伴う周知広報等の効果と考えられる。(図11、図12参照)
- 外国規格の無線機の増加**
 全国的に見ると全国の平成26年度の外国規格の無線機の措置件数は平成25年度の33件から81件となり増加している。(図11参照)
- 販売店等への指導**
 量販店や無線機販売店等を訪問調査し、基準不適合設備を販売していた4店舗に対し、注意喚起を行うとともに、試買テストに基づき販売自粛の要請を3事業者に対し行った。
 ※試買テストとは、微弱無線機と称されている機器を実際に購入して、基準に合致しているかを測定し、基準に合致しなかったものは、その結果を公表するとともに、製造事業者や販売業者へ改善を要望する制度をいう。



平成26年度電波監視概況(混信妨害申告及び不法無線局の措置状況)

図13 不法無線局の措置状況(全国)

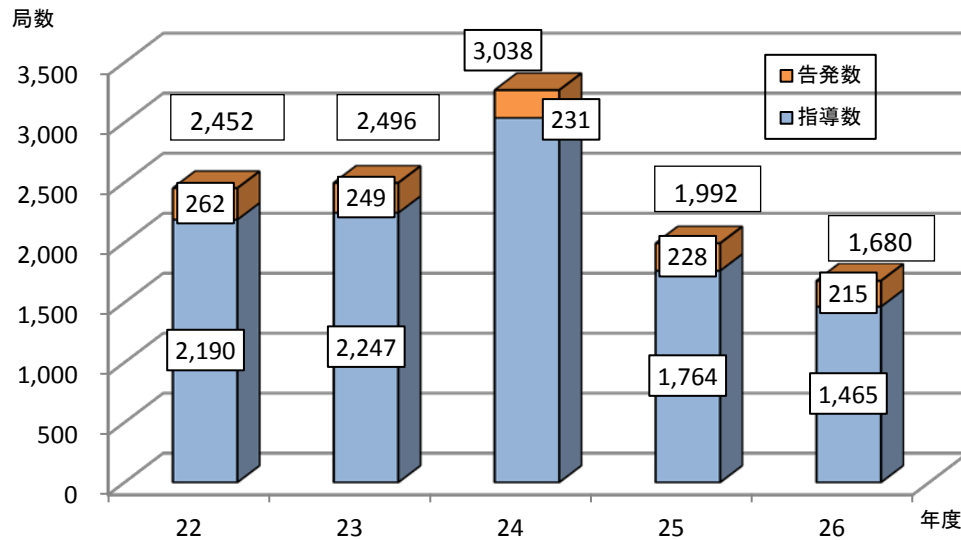


図14 不法無線局の措置状況(九州)

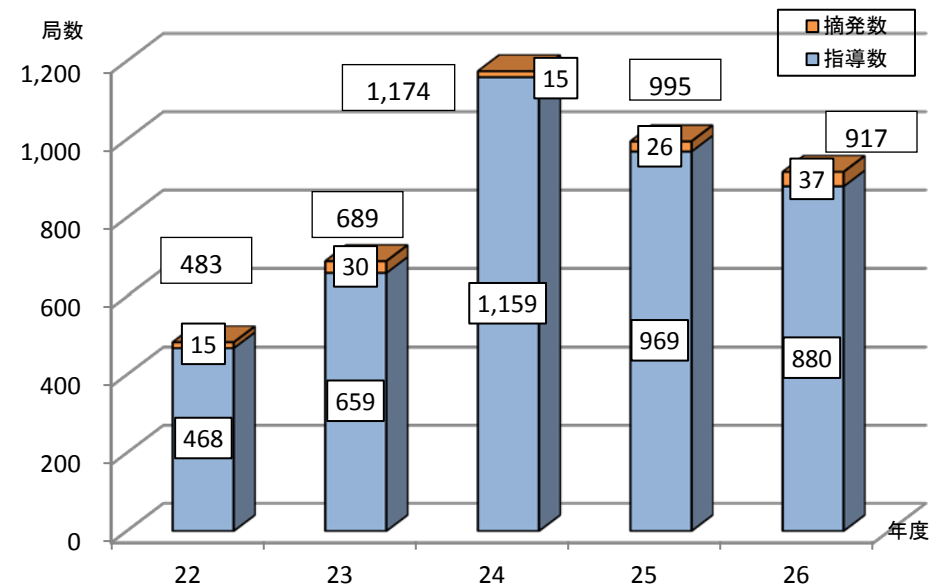


図15 共同取締り回数及び共同取締りによる措置件数の推移(全国)

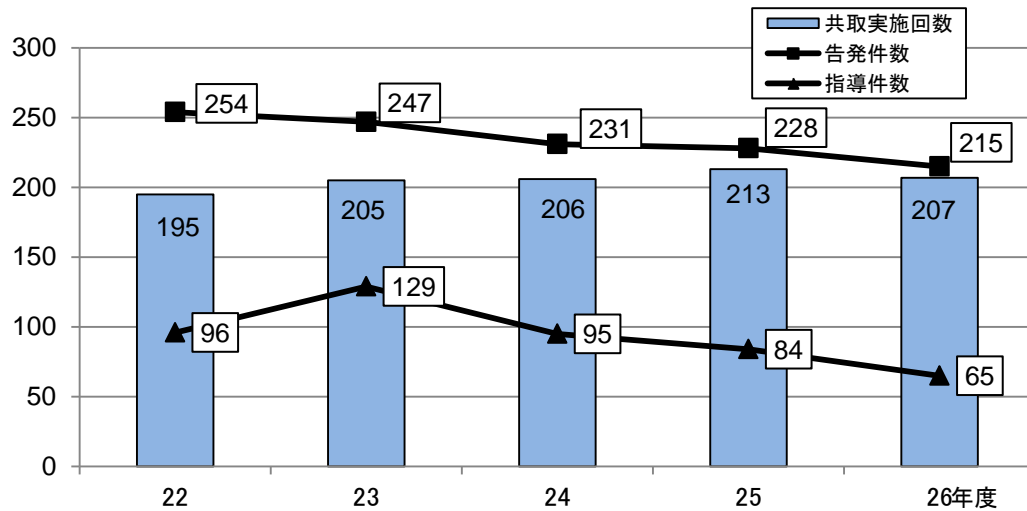


図16 共同取締り回数及び共同取締りによる措置件数の推移(九州)

